

ヤングケアラー支援マニュアル

子どもに重い責任
家族などの世話や家事
どんな支援ができるのか



函館市

令和6年(2024年)8月

支援者の皆様へ

あなたの身近で接する子どもたちの中に「ヤングケアラー」は、いませんか。

令和5年度に本市において、小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の方を対象に行った調査では、「自分がお世話をしている家族がいる」と回答した子どもは約3%となっています。その中には、支援を必要としているのに支援機関につながっていないため、生活に支障が出ている子どももいることが予測されます。

あなたの身近で心配な子どもがいたら、本マニュアル内のチェックリストを活用してみてください。そして、「ヤングケアラーかもしれない」と思ったら、迷わずに函館市子ども未来部子ども見守り・相談課へ相談してください。

連絡先 函館市子ども未来部
子ども見守り・相談課

0138-32-1537

ヤングケアラーの気持ちに寄り添いつつ、ヤングケアラーの適切な支援を考えていきましょう。

本マニュアルおよびチェックリストは、函館市子ども未来部子ども見守り・相談課のホームページに掲載します。ダウンロードできますので、ご活用ください。

目次

1 支援マニュアル作成の目的	1
2 ヤングケアラーとは	1
3 ヤングケアラーへの支援の必要性	3
4 函館市におけるヤングケアラーの実態	4
5 ヤングケアラー支援のあり方	9
6 ヤングケアラー支援のための連携スキーム	10
7 ヤングケアラーの発見から対応まで	11
8 ヤングケアラー支援における留意点	19
9 情報共有に関する考え方	21
10 本市の今後の取組	23
11 おわりに	24
参考	25

1 支援マニュアル作成の目的

ヤングケアラーが支援を必要とする理由は多岐にわたり、複数の機関における連携が求められます。そのため、本市においても、支援マニュアルを作成することにより、関係機関がヤングケアラーの支援の必要性や課題等について共通の認識を持ち、ヤングケアラーの視点に立った見守りや、世帯の状況に応じた支援につなげていくことを目的とします。

なお、本マニュアルは、国の動向や本市におけるヤングケアラーに対する支援の取り組み状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを図ることとします。

2 ヤングケアラーとは

令和6年6月5日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、同年6月12日に公布されました。改正された法律のうち、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための「子ども・若者育成支援推進法」については、公布日と同日に施行され、改正法の中でヤングケアラーが次のとおり明記されました。

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる
子ども・若者

※「過度に」とは

子どもにおいては、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

※「家族の日常生活上の世話」とは

法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障がいや病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれます。

<ヤングケアラーの例（こども家庭庁ホームページより）>



障がいや病気のあ
る家族に代わり、
買い物・料理・掃
除・洗濯などの家
事をしている。



家族に代わり、
幼いきょうだいの
世話をしている。



障がいや病気の
あるきょうだいの
世話や見守りを
している。



目の離せない家族
の見守りや声かけ
などの気づかいをし
ている。



日本語が第一
言語でない家族
や障がいのある
家族のために通
訳をしている。



家計を支えるた
めに労働をして、
障がいや病気の
ある家族を助け
ている。



アルコール・薬物・
ギャンブル問題を
抱える家族に対
応している。



がん・難病・精神
疾患など慢性的
な病気の家族の
看病をしている。



障がいや病気の
ある家族の身の
回りの世話をし
ている。



障がいや病気の
ある家族の入浴
やトイレの介助
をしている。

3 ヤングケアラーへの支援の必要性

(1) 函館市の基本理念

函館市では、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、および発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進することを目的に、平成28年(2016年)4月に「函館市子ども条例」を制定しました。

この条例において、子どもおよび子育て家庭の支援は、以下の3項目の基本理念にのっとり推進されなければならないと規定しています。

1. 全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益の実現を目指す中で、子どもの視点に立って、いじめ、体罰および虐待がなく、かつ、子どもの生存および発達が保障される社会を実現します。
2. 子ども一人一人の個性が尊重される中で、子ども自身が、他者に対する思いやりの心を磨き、社会性を高め、および発達段階に応じて生きる力を身に付けることにより、健全に成長することができるよう支援します。
3. 子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育て、および子どもの成長に伴う喜びを実感することができるよう支援します。

これらの基本理念のもと、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーに寄り添うことが必要です。

(2) 支援の必要性

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、部活動ができない、勉強に割く時間がつくれないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強や就職がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。そのため、関係機関がヤングケアラーについて正しく理解・認識し、このような子どもを早期に発見し、支援につなげていくことが大変重要となります。

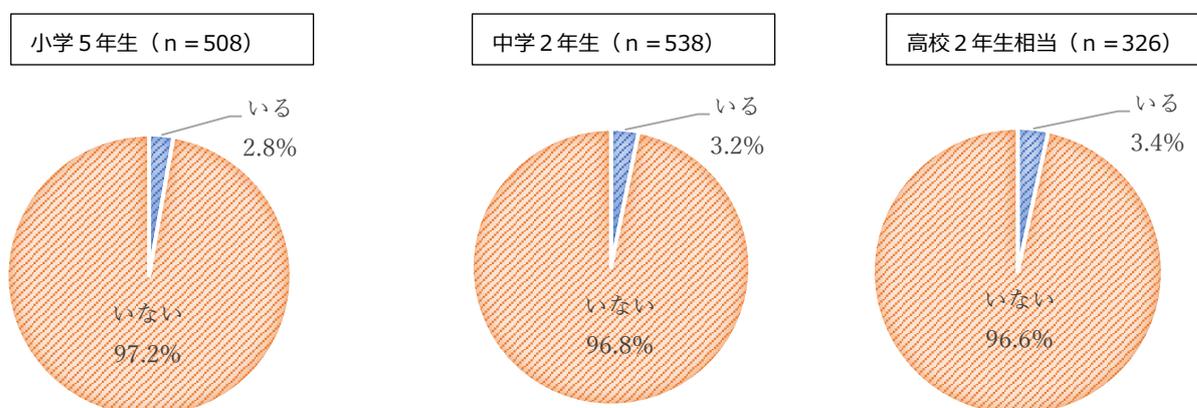
4 函館市におけるヤングケアラーの実態

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい状況があります。そこで函館市では、ヤングケアラーの実態を把握し、早期に必要な支援につなげるため、令和5年度に、小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の方を対象に、実態調査を実施しました。

(1)調査結果

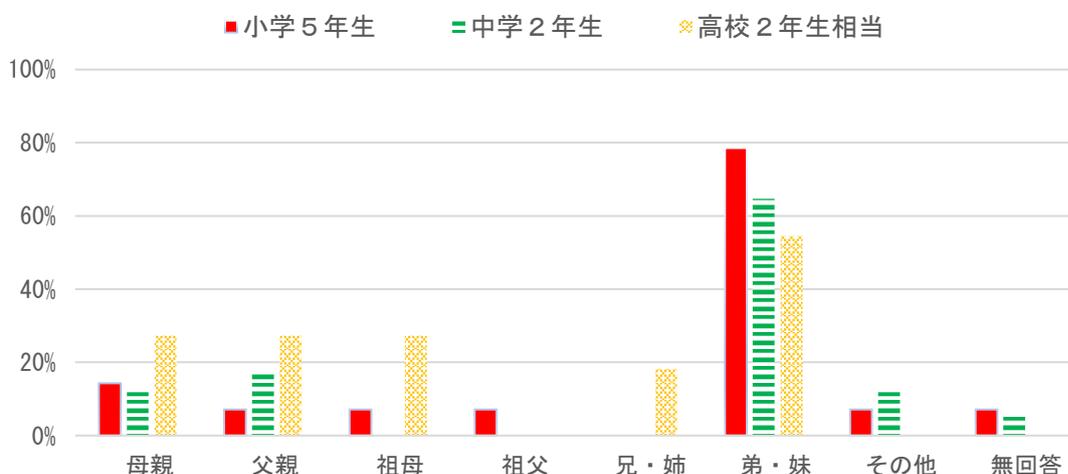
◆自分がお世話をしている家族の有無

「自分がお世話をしている家族がいる」と回答した子どもの割合は、小学校5年生は2.8%、中学校2年生は3.2%、高校2年生相当は3.4%となっています。



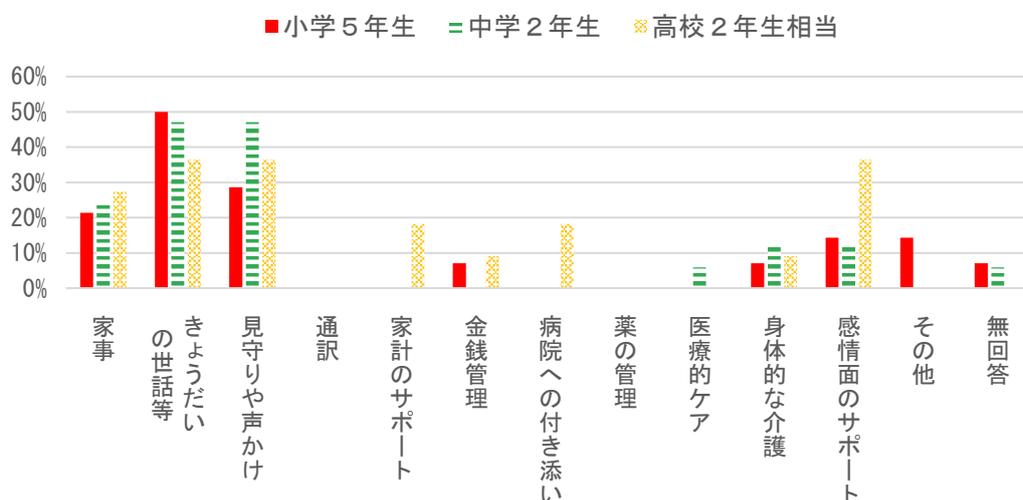
◆お世話をしている家族の続柄

自分がお世話をしている家族の続柄の内訳は、「弟・妹」の割合が最も高くなっています。



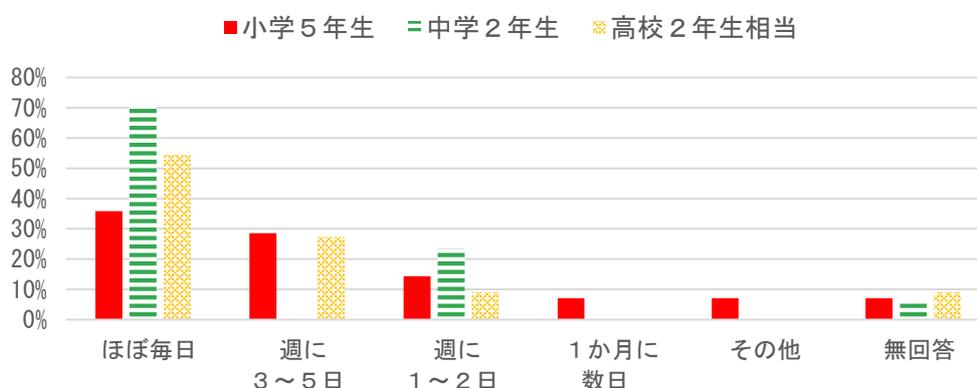
◆担っている役割

担っている役割は、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」「見守りや声かけ」の割合が高い。一方高校2年生相当では「家計のサポート(アルバイトや労働等)」「病院への付き添い」なども担っています。



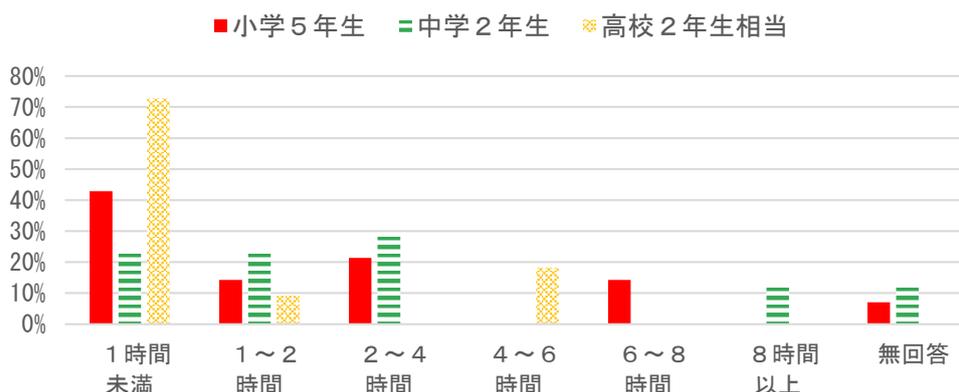
◆お世話の頻度

お世話の頻度は、「ほぼ毎日」の割合が最も高くなっています。



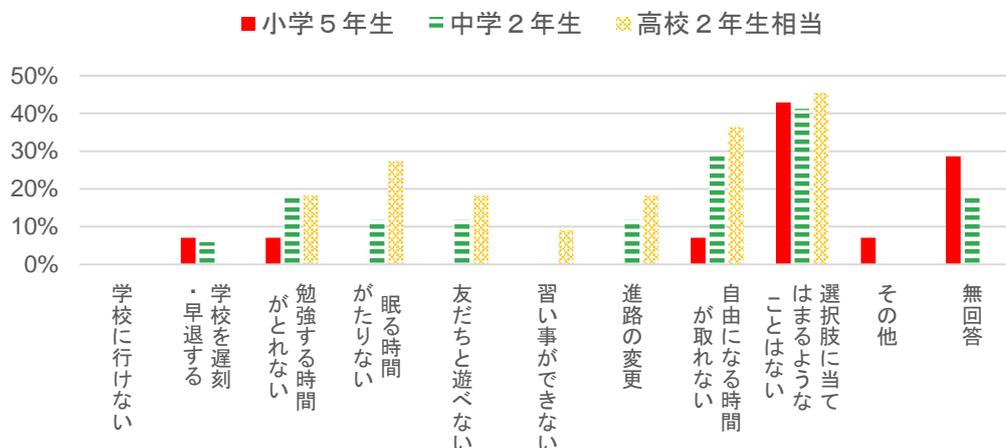
◆お世話の時間(平日)

お世話の時間は、概ね「1時間未満」の割合が高いが、「6~8時間」「8時間以上」とお世話に長時間費やしている子どもも一定数存在しています。



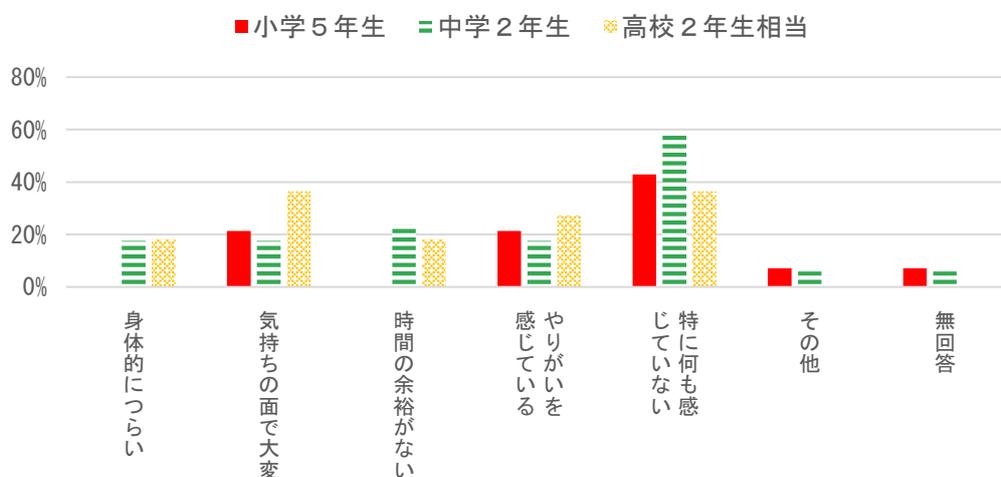
◆お世話に伴う生活への影響

お世話に伴う生活への影響は、「選択肢に当てはまるようなことがほとんどない」の割合が高いものの、「自由になる時間がとれない」など何らかの制約を受けていることが分かります。



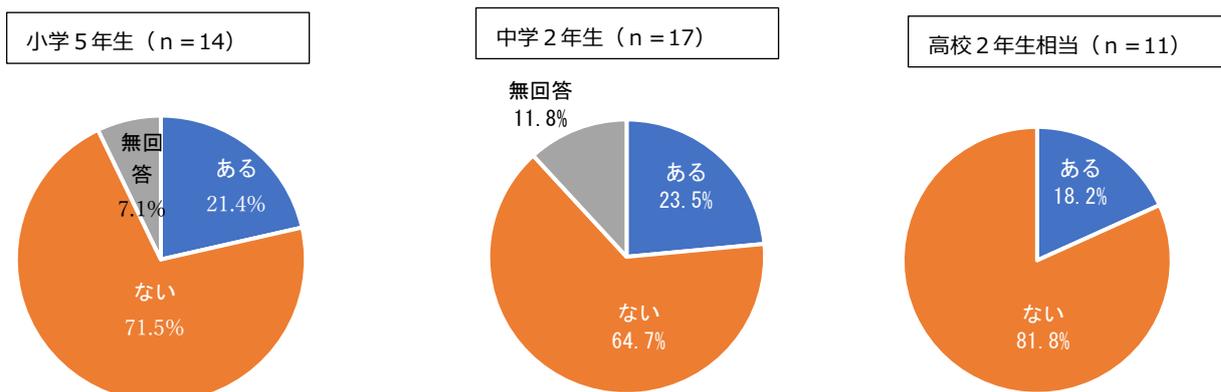
◆お世話することについて感じていること

お世話について、「特に何も感じていない」の割合が高いものの、「気持ちの面で大変」「時間の余裕がない」「身体的につらい」とつらさを感じている子どもも存在していることが分かります。



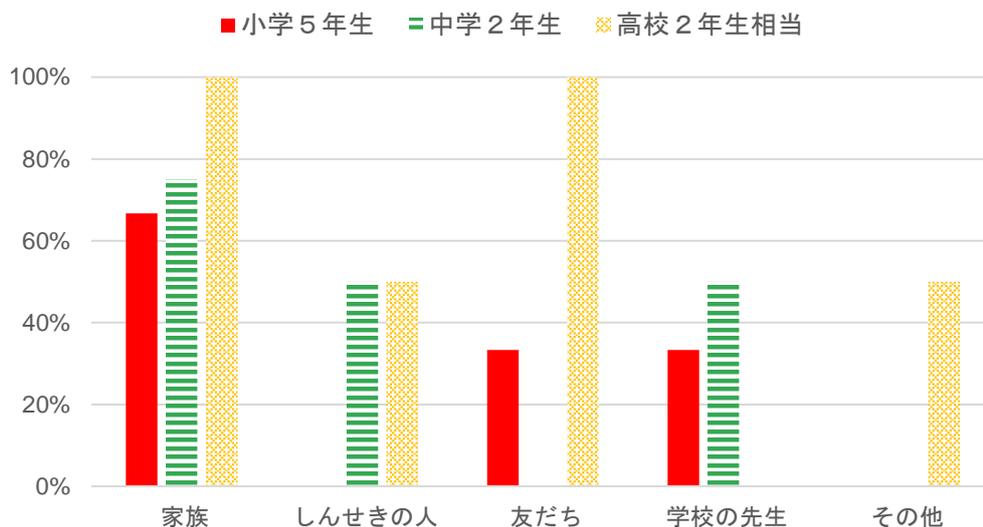
◆相談経験の有無

相談経験の有無について聞いたところ、概ね20%前後が相談しています。



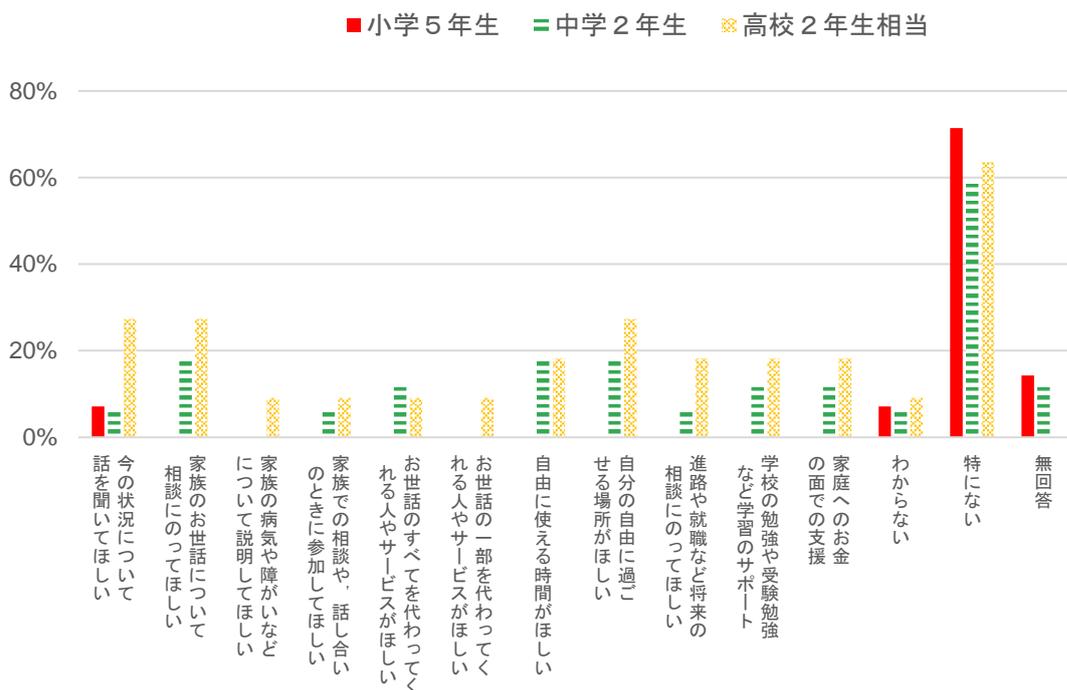
◆相談した相手

相談経験があると回答した人に、相談した相手を聞いたところ、「家族」の割合が高くなっています。また、小学5年生・中学2年生は「学校の先生(保健室の先生以外)」の割合が比較的に高く、高校2年生相当では「友だち」と回答した割合が高くなっています。



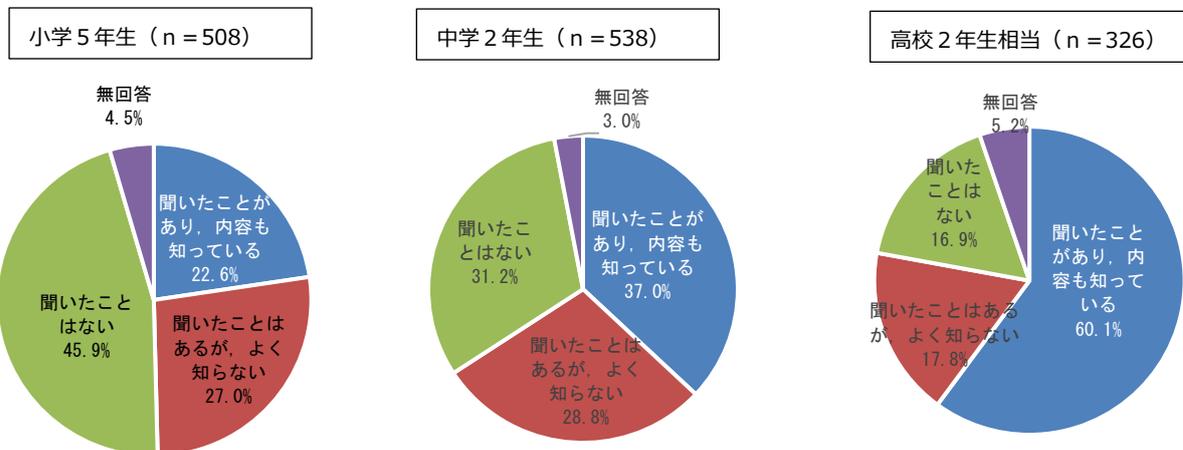
◆学校や大人に支援してほしいこと

学校や大人に支援してほしいことは、「特にない」の割合が最も高い。小学5年生は「自分の今の状況について話を聞いてほしい」、中学2年生・高校2年生相当では、「家族のお世話について相談にのってほしい」「自分の自由に過ごせる場所がほしい」など多岐にわたっています。



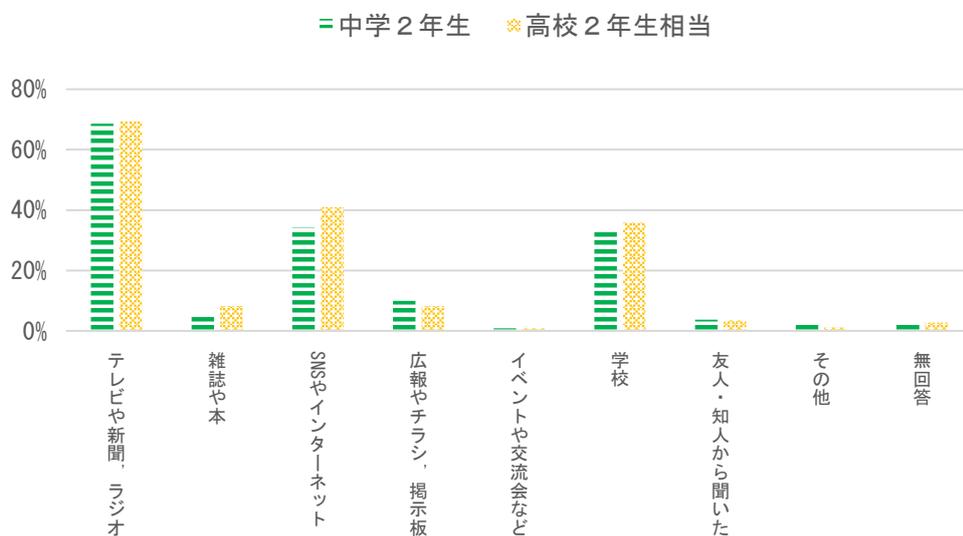
◆ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーについて、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した人は小学5年生で22.6%、中学2年生で37.0%、高校2年生相当で60.1%となっています。



◆「ヤングケアラー」を知ったきっかけ(中・高生を対象)

ヤングケアラーを知ったきっかけは、「テレビや新聞、ラジオ」の割合が最も高い結果となっています。



(2) 調査結果から見てきた支援の考え方

- 本人の自覚がない場合があり、早期発見の重要性は極めて高い。
- 大人に求める支援を比較すると、ニーズに違いがみられることから、ヤングケアラーをひとくくりにせず、その年齢や状況に応じた本人に寄り添った支援が必要。
- 各調査結果から、中学生はお世話を代わりにしてくれるサービスの提供を希望しているほか、高校生は相談にのってほしいといったニーズへの対応が求められる。

5 ヤングケアラー支援のあり方

基本的な考え方

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。支援にあたっては、そのケースに応じて、行政における児童福祉はもとより、高齢者福祉や障がい福祉の担当課のほか、子どもが通う学校など、関係機関がそれぞれの専門領域から関わっていくこととなります。

「ヤングケアラーに対して特別な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はなく、各機関・部署の担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることを考えることが大切です。そして、既存の支援をケースに応じて組み合わせるためには、複数の関係機関による連携が重要となります。

厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では、多機関が連携して支援を行う際の支援のあり方・姿勢として、連携支援十か条を定めています。

<連携支援十か条>

- ①ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- ②緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- ③ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- ④支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指す
- ⑤支援を主体的に進める者（機関）はだれか、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- ⑥支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- ⑦各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- ⑧既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- ⑨ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- ⑩円滑に効果的に連携した支援を行うことが出来るよう、日頃から顔の見える関係づくりを意識すること

6 ヤングケアラー支援のための連携スキーム

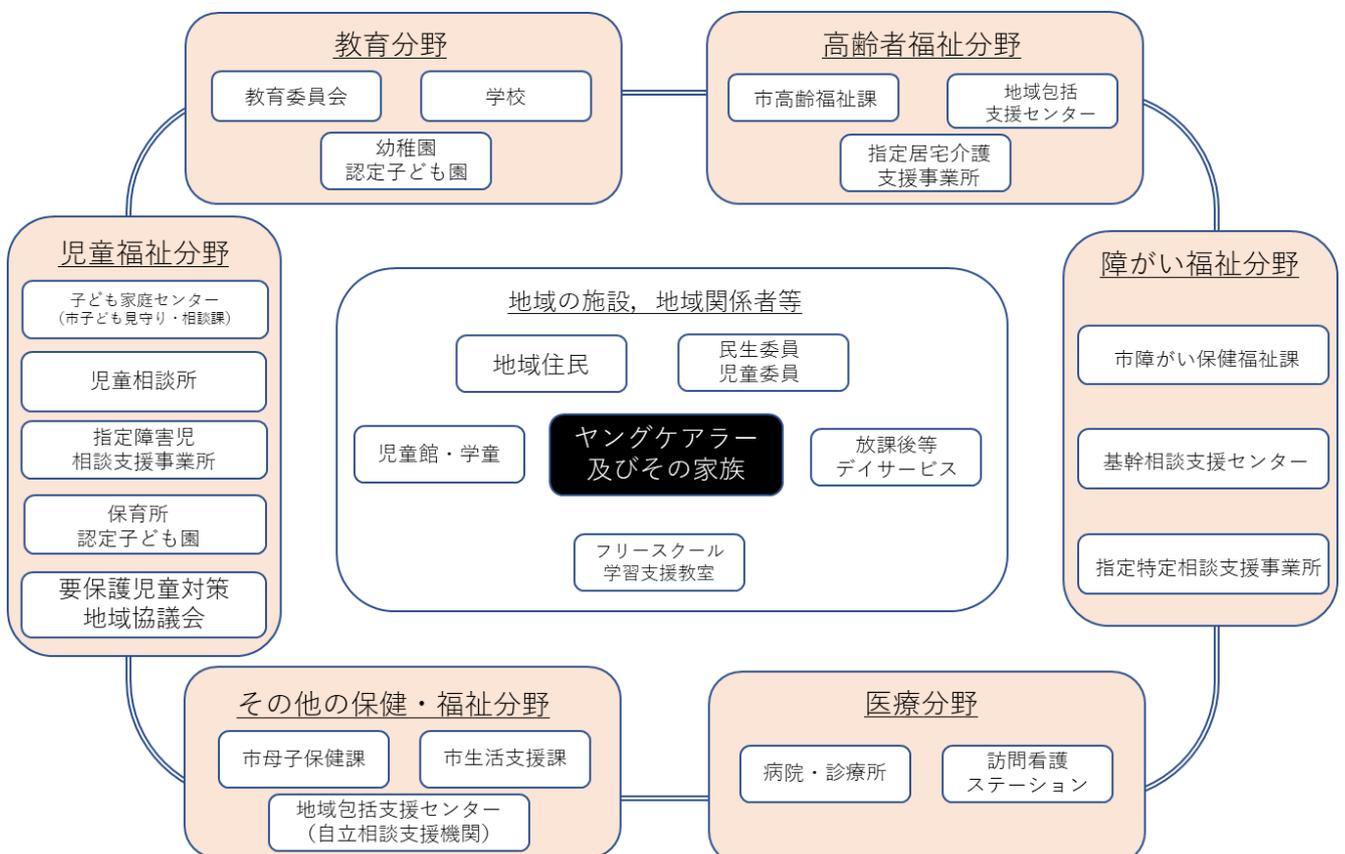
ヤングケアラーのおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、行政における児童福祉、高齢者福祉や障がい福祉の担当課のほか、教育等の複数の領域における支援が必要となることもあるため、関係機関の連携による支援体制を構築することが重要です。

ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡み合っている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組む必要があります。特に、支援の上で地域のネットワークの活用が求められる場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合には、「※要保護児童対策地域協議会」の活用を検討していくことになります。

※要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童およびその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う、児童福祉法第25条の2第1項に規定される協議会

ヤングケアラー及びその家族を支える連携の枠組み



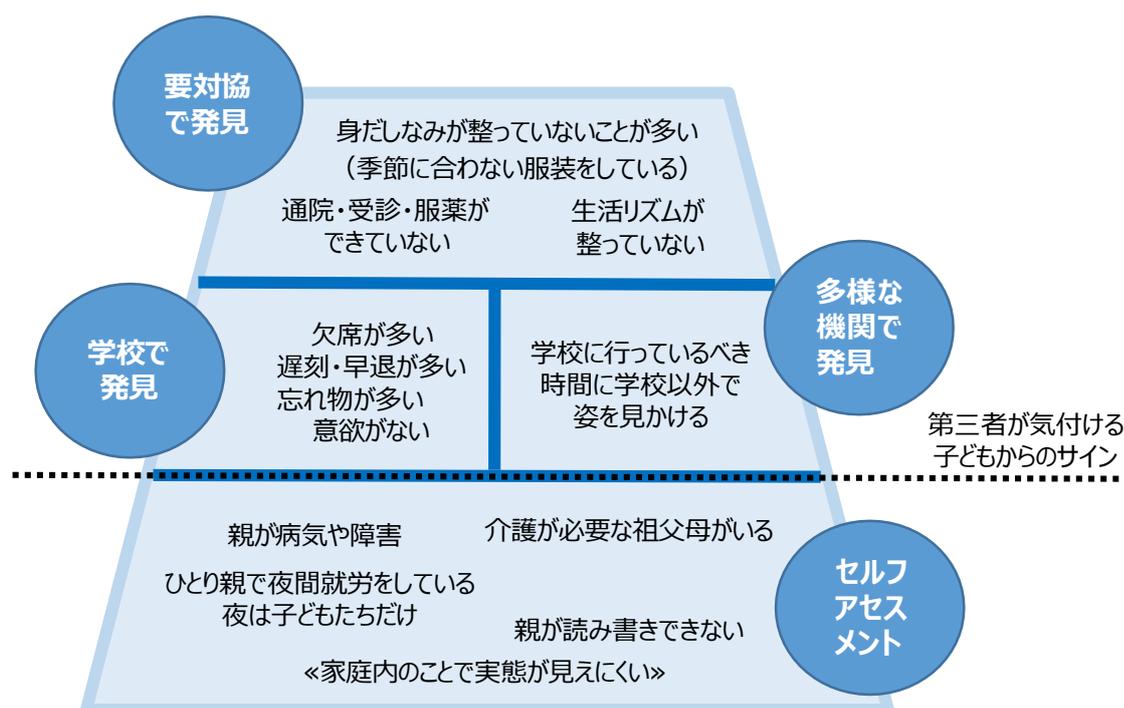
7 ヤングケアラーの発見から対応まで

【ヤングケアラー発見のきっかけ】

ヤングケアラーについては、家庭内の問題であることや子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないこと、周囲が異変に気付いても家族の問題に対して介入しにくいことなどから、「潜在化しやすい」という特徴があります。このため、下図に示すように、ヤングケアラーを少しでも多く把握するには、関係機関の理解・協力が不可欠となります。

ヤングケアラーの発見にあたって、子どもと日頃接する時間が長い「学校関係者」は、子どもの変化にいち早く気づくことができることから、その果たす役割は大きいと言えます。また、子どもやその家族と日頃から接する「地域の関係者」は、行政機関や支援事業者の支援者よりも身近な存在であることから、日頃接する中で変化に気付く可能性があると考えられますし、「保健・福祉・医療分野の関係者」は、支援を行う対象者の家族にサポートが必要な子どもがいるかもしれないということ意識することにより、ヤングケアラーの発見につながるものと考えます。

各関係機関が気づくためのポイントの一例を、12P～14Pのチェックリストで示しております。チェックリストの活用によりヤングケアラーであることが懸念される子どもの状況把握や確認を行い、チェックの多寡で判断することなく、支援が必要と思われるケースについては、本市の「子ども見守り・相談課」に報告・相談することで、早期発見や支援につなげることができます。



図表 (出典:ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案)

■学校用 チェックリスト

氏名	性別	学校名	学年

1 ヤングケアラー気付き（ポイントの一例）	
ケアによる影響と思われる子ども（児童・生徒）の様子	
<input type="checkbox"/> 元気がなく、表情が表に出ない 精神的に不安定である <input type="checkbox"/> 不登校傾向もしくは不登校である <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みがち、遅刻、早退が多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等に参加していない <input type="checkbox"/> 宿題・課題の提出漏れや遅れがしばしばある <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている 居眠りをしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 単位の取得が滞っている 中退のおそれがある（高校生） <input type="checkbox"/> 持ち物がそろわない 学校で使用するものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> 友だちが少ない、ひとりであることがある 非行等がみられる <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 年齢に比べ、しっかりしている様子が見られる <input type="checkbox"/> 周囲の人に非常に気がつかう	
子ども（児童・生徒）が必要な世話をされていない様子	
<input type="checkbox"/> 極端に痩せてきた（太ってきた）給食の過食傾向にある <input type="checkbox"/> 生活リズムや身だしなみに気になる点がある <input type="checkbox"/> 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである	
子どもがケアをしている様子	
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いや介助をしている、幼いきょうだいの送迎や世話をしていることがある <input type="checkbox"/> 家族の感情面のサポートをしている <input type="checkbox"/> 面談等で通訳をしたり、保護者の代わりに金銭管理をしている <input type="checkbox"/> 生活ノートに家族等のケアをしていることが書かれている <input type="checkbox"/> 生活のために過度なアルバイトをしている 生活のために就職を希望している	
保護者・家族の様子	
<input type="checkbox"/> 介護や通院・治療が必要な家族、障がいのある家族がいる <input type="checkbox"/> 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している <input type="checkbox"/> 保護者が多忙である <input type="checkbox"/> 学校諸経費の納入が遅れる 滞納や未払いがある	

2 世帯の状況はどうか確認	
①サポートが必要な家族の有無とその状況（ ）内に該当する家族を記入	
<input type="checkbox"/> 特にいない <input type="checkbox"/> 高齢（ ） <input type="checkbox"/> 障がいがある（ ） <input type="checkbox"/> 疾病がある（ ） <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある（ ）	
<input type="checkbox"/> 介護認定を受けている（ ） <input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている（ ） <input type="checkbox"/> 福祉サービスを利用している（ ） <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している（ ） <input type="checkbox"/> 日本語が不自由（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②子どもが行っている家族等へのサポートの内容	3 ヤングケアラーである子どもの状況はどうか確認
<input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 感情的なサポート <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 生活費のための就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）	①子どもがサポートしている相手 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他（ ） ②子どもがサポートに費やしている時間 1日に 時間程度 1週間に 日 いつ頃から？ 歳頃 ③家庭内に子ども以外にケアを担う人がいるか <input type="checkbox"/> いる（誰か： ） <input type="checkbox"/> いない
4 子ども本人の認識や意向を確認	
①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識している <input type="checkbox"/> 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている（誰に： ） <input type="checkbox"/> 話せていない	
③子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）	
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	

■保健・福祉・医療関係者等用 チェックリスト

氏名	性別	年齢

1 ヤングケアラー気付き（ポイントの一例）	
子どもがケアをしている様子	
<input type="checkbox"/> 食事づくりや買い物、洗濯などの家事をしている <input type="checkbox"/> 家族の介護・付き添い、きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける <input type="checkbox"/> 家族の感情面のサポートしている <input type="checkbox"/> 家計を支えるために就職・アルバイトをしている <input type="checkbox"/> 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている	
ケアによる影響と思われる子どもの様子	
<input type="checkbox"/> 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい、感情を出さない <input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる、しっかりしている <input type="checkbox"/> 年齢に不相応な受け答え（年齢よりも幼い、または大人びている） <input type="checkbox"/> 自分の事を話したがらない、質問などをすると話をすり替える <input type="checkbox"/> 物や支援を欲しがらない <input type="checkbox"/> 家族の顔色をうかがっている <input type="checkbox"/> 不登校である、学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	
子どもが必要な世話をされていない様子	
<input type="checkbox"/> 身だしなみに気になる点がある <input type="checkbox"/> 食事の世話を、あまりされていないようである <input type="checkbox"/> 保護者等が書くべき手続き書類等を、自分で用意しているようである <input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できないようである	
保護者・家族の様子	
<input type="checkbox"/> 介護や通院・治療が必要な家族、障がいのある家族がいる <input type="checkbox"/> 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している <input type="checkbox"/> 日本語が母語でない家族がいる <input type="checkbox"/> 疲れている様子や精神的に不安定な様子が見られる <input type="checkbox"/> 仕事や家族の世話に追われていて余裕のない様子である <input type="checkbox"/> 家事等ができないことで、子どもに影響がでないかを心配している <input type="checkbox"/> 家庭訪問時に家の中の片付けがあまりできていない <input type="checkbox"/> 必要な手続きの遅れ・漏れ等がしばしばある <input type="checkbox"/> 家族の世話について、子どもをあてにしている <input type="checkbox"/> 家事援助などの必要なサービスを受けたがらない	

2 世帯の状況はどうか確認	
①サポートが必要な家族の有無とその状況（ ）内に該当する家族を記入	
<input type="checkbox"/> 特にいない <input type="checkbox"/> 高齢（ ） <input type="checkbox"/> 障がいがある（ ） <input type="checkbox"/> 疾病がある（ ） <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある（ ）	<input type="checkbox"/> 介護認定を受けている（ ） <input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている（ ） <input type="checkbox"/> 福祉サービスを利用している（ ） <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している（ ） <input type="checkbox"/> 日本語が不自由（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②子どもが行っている家族等へのサポートの内容	3 ヤングケアラーである子どもの状況はどうか確認
<input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 感情的なサポート <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 生活費のための就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）	①子どもがサポートしている相手 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他（ ） ②子どもがサポートに費やしている時間 1日 に 時間程度 1週間に 日 いつ頃から？ ③家庭内に子ども以外にケアを担う人がいるか <input type="checkbox"/> いる（誰か： ） <input type="checkbox"/> いない

4 子ども本人の認識や意向を確認	
①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識している <input type="checkbox"/> 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている（誰に： ） <input type="checkbox"/> 話せていない	
③子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div>	

■地域（民生児童委員，児童館，学童クラブ，保育所等）用 チェックリスト

氏名	性別	年齢

1 ヤングケアラー気付き（ポイントの一例）	
子どもがケアをしている様子	
<input type="checkbox"/> 車いすを押したり，買い物を手伝ったり，家族の介護や付き添い，きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける <input type="checkbox"/> 大声を出したり泣き出したりする家族をなだめたり，感情面のサポートをしているところを見かける <input type="checkbox"/> 家計を支えるために就職・アルバイトをしている <input type="checkbox"/> 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある家族等の通訳をしている	
ケアによる影響と思われる子どもの様子	
<input type="checkbox"/> 疲れている様子や精神的な不安定さがある <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に，学校以外で姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 遅刻や学校にきちんと行けていない様子がみられる <input type="checkbox"/> 以前はよく子ども同士で交流があったのに，学校行事，部活動，地域の集まり等に参加しなくなった，児童館に来なくなった	
子どもが必要な世話をされていない様子	
<input type="checkbox"/> 身だしなみに気になる点がある <input type="checkbox"/> 食事の世話を，あまりされていないようである <input type="checkbox"/> 学校に提出する書類や保育園に通うきょうだいの準備等をするしっかり者である <input type="checkbox"/> 役所等とのやり取りをし，書類の提出等を行っている	
保護者・家族の様子	
<input type="checkbox"/> 家庭訪問時に家の中の片付けがあまりできていない <input type="checkbox"/> 多子世帯 幼い子ども（きょうだい）がいる <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している <input type="checkbox"/> 保護者が多忙である <input type="checkbox"/> 必要な手続きの遅れ・漏れ等がしばしばある	

2 世帯の状況はどうか確認	
①サポートが必要な家族の有無とその状況（ ）内に該当する家族を記入	
<input type="checkbox"/> 特いない <input type="checkbox"/> 高齢（ ） <input type="checkbox"/> 障がいがある（ ） <input type="checkbox"/> 疾病がある（ ） <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある（ ）	<input type="checkbox"/> 介護認定を受けている（ ） <input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている（ ） <input type="checkbox"/> 福祉サービスを利用している（ ） <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している（ ） <input type="checkbox"/> 日本語が不自由（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②子どもが行っている家族等へのサポートの内容	3 ヤングケアラーである子どもの状況はどうか確認
<input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 感情的なサポート <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 生活費のための就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）	①子どもがサポートしている相手 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他（ ） ②子どもがサポートに費やしている時間 1日 に 時間程度 1週間に 日 いつ頃から？ 歳頃 ③家庭内に子ども以外にケアを担う人がいるか <input type="checkbox"/> いる（誰か： ） <input type="checkbox"/> いない

4 子ども本人の認識や意向を確認	
①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか <input type="checkbox"/> 認識している <input type="checkbox"/> 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて，誰かに話せているか <input type="checkbox"/> 話せている（誰に： ） <input type="checkbox"/> 話せていない	
③子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望） <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	

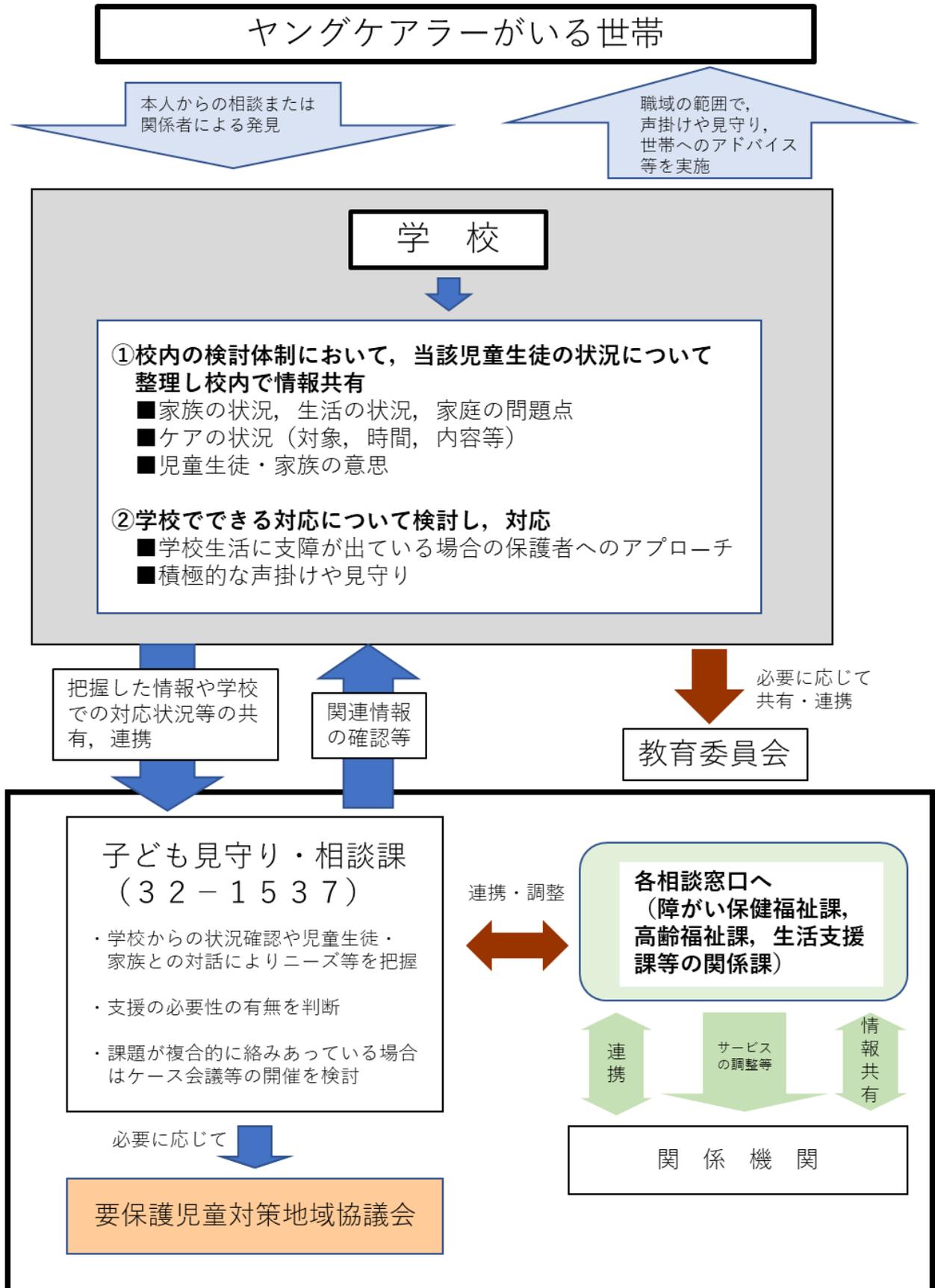
【支援の流れ】

ヤングケアラー支援の流れは以下のとおりです。

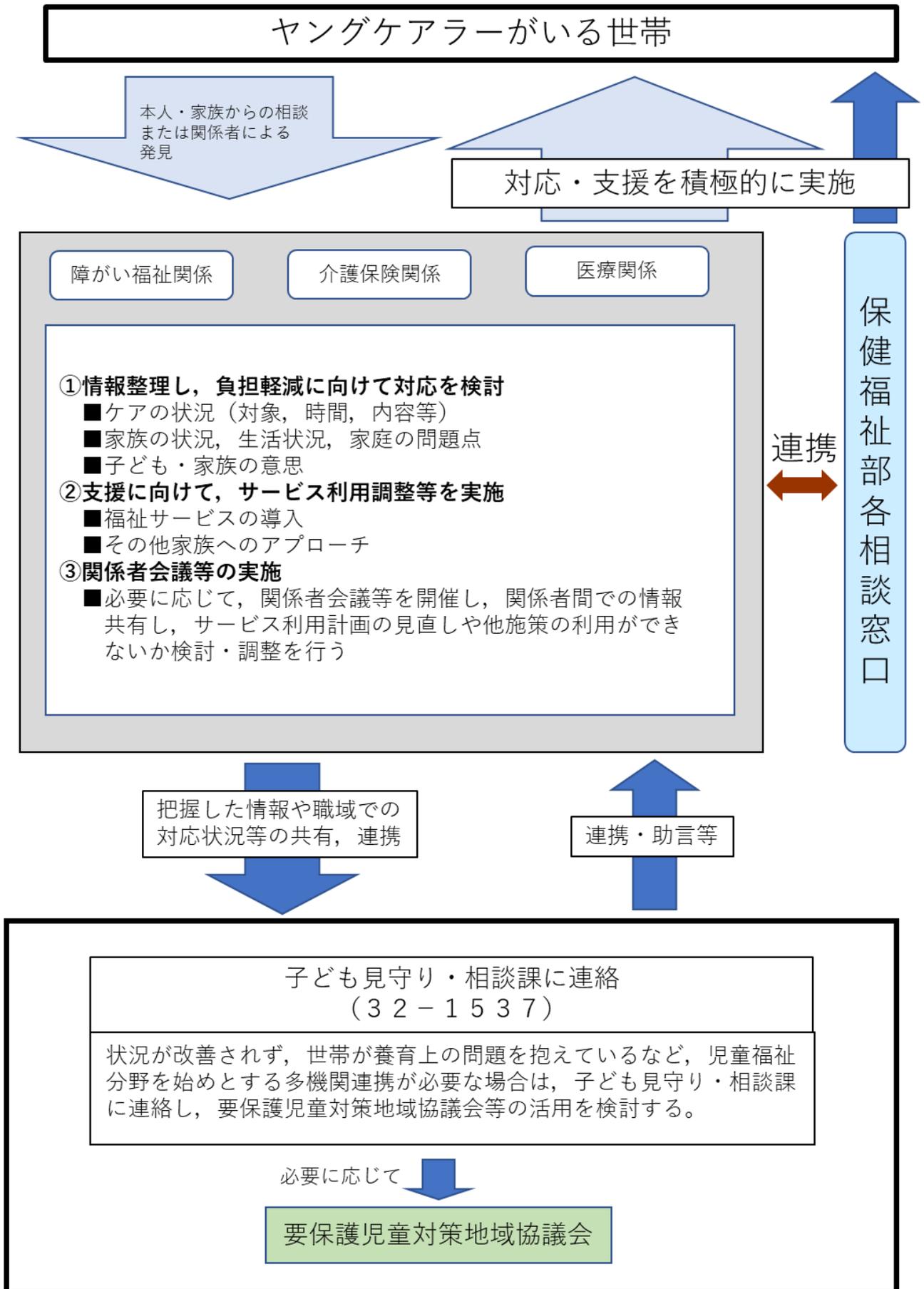
<ヤングケアラー支援の一般的なフロー(関係機関)>

手順	説明
① ヤングケアラーの発見	学校関係者や地域の関係者などの子どもに関わる分野の関係者は、子どもの生活状況等から、保健・福祉・医療分野の関係者は、ケア対象者の家族に目をむけることで、ヤングケアラーを発見します。
② 本人や家族の意思確認	<p>ヤングケアラーを発見した者は、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているかなど¹の意思や希望を確認します。</p> <p>Point</p> <p>○虐待と絡むようなやむをえない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重しましょう。</p> <p>○ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの思いやプライドを尊重しましょう。</p>
③ リスクアセスメント・連携の必要性の判断	ヤングケアラーを発見した者は、子どもの状況(ケア対象,時間,ケア内容,家庭状況,生活状況,健康状態)や上記②の本人や家族の状況を踏まえ、支援の必要性について検討します。
<p>支援が必要な場合は、発見者が職域の範囲で対応します。</p> <p>※<u>関係機関と連携した対応が必要な場合は④に進みます。</u> (<u>子ども見守り・相談課に報告・相談します。</u>)</p>	
④ 課題の共有・支援計画の検討(ケース会議等)	<p>ヤングケアラーの支援を検討する上で必要な情報(ヤングケアラー本人に関する情報やケア対象者に関する情報)を関係機関で共有し、アセスメントを行い、必要に応じて支援目標や支援計画を立てていきます。</p> <p>※世帯が養育上の問題を抱えている場合は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で関係機関が情報を共有し、支援を実施します。</p>
⑤ 支援の実施～見守り	上記④のアセスメントや会議等の結果に沿って、各関係機関が支援を実施します。必要な場合には、各支援者や地域と連携をしながら、ヤングケアラーの見守りを行います。

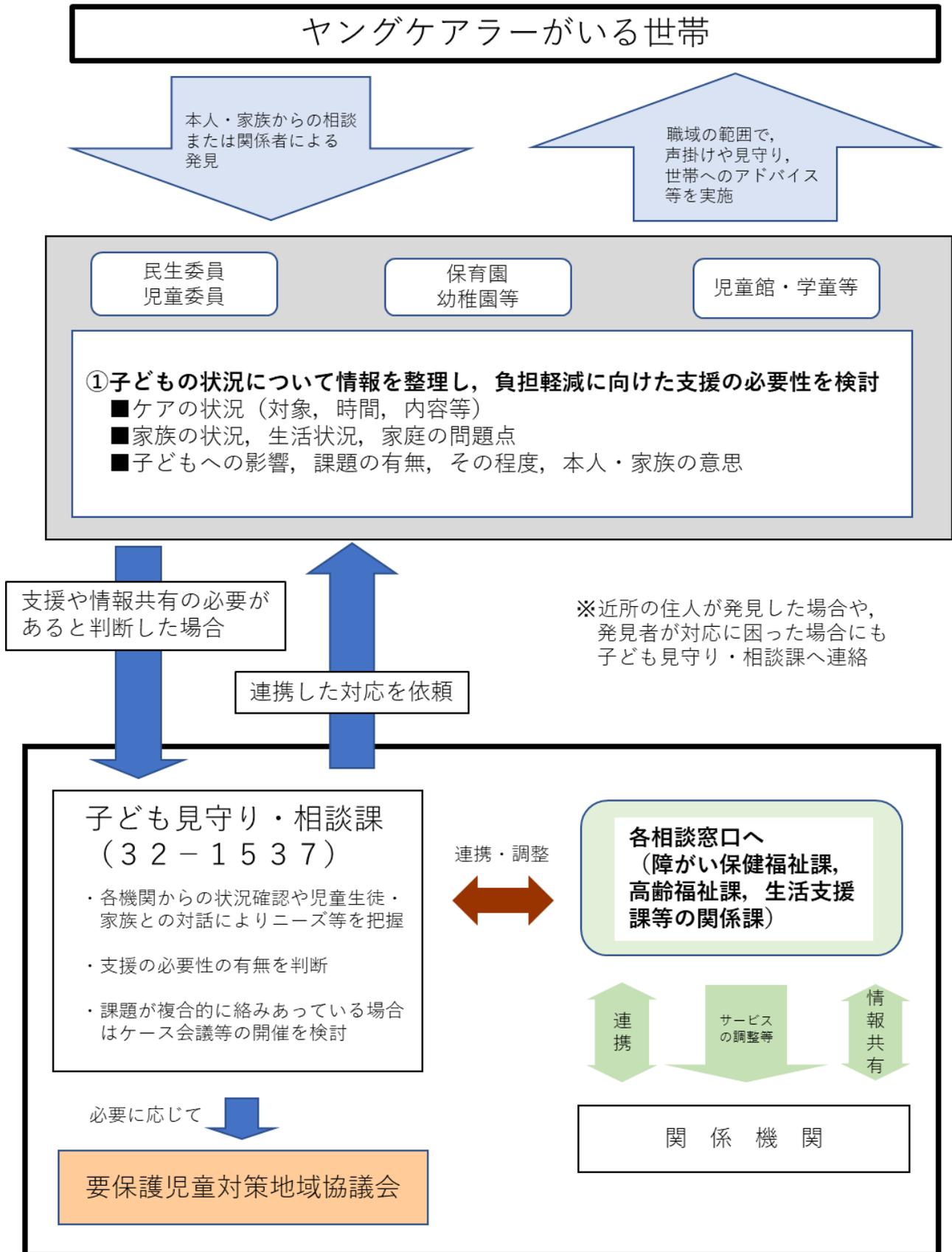
【学校が発見した場合のフロー図】



【保健・福祉・医療関係者等が発見した場合のフロー図】



【地域の関係者等が発見した場合のフロー図】



8 ヤングケアラー支援における留意点

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題にかかわることであるため、ヤングケアラーを支援する場合には、次に示すような配慮や留意点が必要となります。

(1) ヤングケアラーであることを

本人や家族が認識していないことを考慮した対応

本人や家族が「支援が必要な状況であること」を認識していないケースが多く、また、外部の機関等が家庭内の事情に関わることへの抵抗感もあることから、「ヤングケアラー」という概念や、子どもとして守られる権利があることなどについて丁寧に説明し、まずはヤングケアラーであるということと向き合ってもらえる環境を整えることが必要です。

また、本人が現状を打ち明けてくれた時に、支援者が、ヤングケアラーの親や家族への否定的な感情・態度を示すことにより、本人を苦しめ、「話さなければよかった」と思わせることのないよう、十分留意する必要があります。

(2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前とっていたり、周囲の期待に応えるためにケアを行ったりしている場合もあります。

ケア自体を否定したり過度な評価をするのではなく、本人の状況を認めただうえで、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。そして、いつでも助けを求めてよいことや、自分の人生を生きてもよいことを伝え、ほかの選択肢もあることなど示すことで、支援の受け入れにつなげていきます。

(3) ヤングケアラーであることを

公にしてほしくないケースに対する配慮

支援を受けることの必要性は理解しているものの、支援を受けることへの抵抗感があるほか、支援が必要な家族がいることなどを周囲に知られたくないと思っているヤングケアラーもいます。

相談対応や支援にあたっては、本人や家族が周囲から偏見をもたれないようにするために十分配慮する必要があります。

(4) 本人に対するメンタル面でのサポートが必要

ヤングケアラーは、支援を受けることにより、ケアから解放されたり、ケアが軽減したりすることに対して、罪悪感を抱くことも多いため、メンタル面でのサポートも重要になります。

ヤングケアラーがケアから解放された後、自分の抱いていた夢や希望などを見失ってしまう人もいることから、自分の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり助言してくれる存在が重要となります。

同じ境遇の人たちと自分の状況を安心して話し、共感を得られ、自分の過去を振り返って共有できる場所づくりを含め、相談しやすい人・機関やメンタル面でのサポート体制を構築する必要があります。

(5) 本人を必要な支援につなぐことも検討

メンタル面以外においても、本人に対する支援が必要な場合には、適切な支援を受けられる関係機関(居場所、就労等)へつなぐことも検討する必要があります。

(6) 家族内の役割分担の見直し(家族調整)が必要

ヤングケアラーのいる家庭は、ヤングケアラーがいてバランスがとれている状態であることから、支援にあたっては家族内の役割分担の見直し(家族調整)が必要となります。

ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースがあり、家族に対し直接アプローチするのが難しい場合があるため、ヤングケアラーが担っているケアをサービスにつなげるためには、ケアを受けている側の理解や納得も必要となります。

ヤングケアラーを孤立させないように守りながら、一方で、家族内の役割分担の見直し(家族調整)をどう行っていくか、慎重な検討と対応が求められます。

9 情報共有に関する考え方

(1) 個人情報の取扱い

要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童としてヤングケアラーを取り扱う場合には、構成機関に情報を共有することができます。

※要保護児童対策地域協議会では、協議会自体に『守秘義務』があるため、事業所の枠を越えて情報共有することが可能です。(本人同意は必ずしも必要ではありません)

上記以外に福祉サービスなどを利用している場合でも、既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規定が設けられている場合は、その会議体の範囲内において情報を共有することが考えられます。

上記の場合を除き、入手した個人情報を他の機関に共有する場合には、ヤングケアラーである本人や家族の同意を得ることが求められます。

※本人や家族の同意がない場合には、事業者間で情報を共有することは、原則できません。

※児童虐待等を疑う場合の児童相談所等への通告については、守秘義務違反になりません。

そのほか、ヤングケアラー自身が何らかの支援事業に参加する場合、その参加申請に合わせて、個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。

(2) 情報における留意点

ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。

本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう、といった工夫が考えられます。

本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、関係機関の連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報共有することになることを説明するのが良いと考えられます。

ただし、家族の同意が得られない場合でも、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、いわゆる「要支援児童」と思われる場合には、要保護児童対策地域連絡協議会構成機関内での個人情報の共有は可能となります。

【児童福祉法による情報提供】

(個人情報取扱いの例外)

児童福祉法第21条の10の5第1項では、関係機関が支援を要する児童を把握した時は市区町村への情報提供に努めることが規定されています。個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号では、利用目的による制限及び第三者提供の制限により個人情報の取扱いに制限が規定されていますが、一方で法令に基づく場合には適用されないと規定されています。したがって、関係機関が「支援を要する児童と思われる」と判断した場合には、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護違反にはなりません。

(参考:平成29年3月31日雇児総発0331第9号, 雇児母発0331第2号)

(出典:多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)

(3)本人や家族の意思を確認する際のポイント

児童虐待が疑われるやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重します。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るといった姿勢だけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担が軽減すると考えられます。

ヤングケアラー本人や家族は、家庭内でこれまで築いた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要となります。

10 本市の今後の取組

本市の「子ども見守り・相談課」を中心に、今後においてもヤングケアラーの支援体制の強化に努めます。

(1)周知啓発の実施

ヤングケアラーの認知度を向上させることで、ヤングケアラーの早期発見につなげます。

(2)関係機関等職員研修の実施

ヤングケアラー支援に関係する機関等の職員を対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深め、地域でのヤングケアラー支援の機運を醸成します。

(3)ヘルパー派遣事業の実施(子育て世帯訪問支援事業)

被介護者が受けられるサービスが決定するまでの期間に家事支援を行うヘルパーを派遣し、ヤングケアラーの負担軽減を図ります。

(4)ヤングケアラーの把握

支援対象となるヤングケアラーを把握するため、学校等の関係機関を通じて記名式等による調査の実施について検討します。

11 おわりに

ヤングケアラーの支援においては、一人一人の声に寄り添うとともにその家族も支援の対象とし、家族支援としての状況を把握した上で、複雑化・複合化する課題に対し、関係者や関係機関と連携を図りながら支援を進めていきます。

今後の構想として、函館市では様々な困難を抱え相談内容が複雑化・複合化する市民に対し、ライフステージごとに変化する支援ニーズに対応するため、部局間連携して切れ目なく関わる重層的支援体制の整備に取り組んでいきます。

具体的には、本市の関係部局が定期的に集まり、ヤングケアラーを含めたケアラー支援会議を開催して、支援体制の強化や情報共有を図ります。

参考

厚生労働省

- ・令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究
「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」(令和2年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
- ・令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ)

【問合せ先】

函館市子ども未来部子ども見守り・相談課
(函館市子ども家庭センター)

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号

TEL 0138-32-1537